



## 医療 保健福祉課からのお知らせ

問 保健福祉課 国民健康保険係  
☎476-1111(134)



### 平成30年4月から国民健康保険制度が変わります！

～『市町村単独』保険者から  
『都道府県との共同』保険者へ～



★市町村と都道府県のそれぞれの役割は？

役割	市町村の主な役割	都道府県の主な役割
財政運営 財政運営の責任主体	国保事業費納付金を都道府県に納付します。※1	市町村ごとの国保事業納付金を決定し、財政安定化基金の設置・運営します。
資格管理	地域住民と身近な関係の中、資格を管理します。(被保険者証などの発行)	国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進します。
保険料の決定賦課・徴収	標準保険料率などを参考に保険料率を決定して賦課・徴収します。※2	標準的な算定方法などにより、市町村ごとの標準保険料率を決定します。
保険給付	保険給付の決定をします。	給付に必要な費用を全額、市町村に対して支払い、市町村が行った保険給付を点検します。
保険事業	被保険者の特性に応じたきめ細かい保険事業を実施します。	市町村に対して必要な助言や支援をします。

※1 都道府県は、県内の医療費を推計し、その保険給付費に充てるための国保事業費納付金を決定し、各市町村に通知します。市町村は、その額を国民健康保険税として被保険者から徴収し、都道府県へ納付します。

※2 都道府県は、国民健康保険税の標準的な算定方法等に基づいて、市町村ごとの標準保険料率を算定・公表し、市町村では、都道府県が示す標準保険料率を参考に、平成30年度からの国民健康保険税の算定方式等を定めることとなります。

## 県単位の資格管理について

県単位で国保被保険者として資格を管理する事となるので、同一県内の市町村へ転居した場合でも資格は継続します(ただし、保険証は転居後の市区町村であらためて交付します)。

また、これに伴い、多数回該当(過去12か月以内に高額療養費の支給が4回以上ある場合に自己負担限度額が引き下げられる制度)について、同一県内の市町村への転居であれば、**転居前の支給も通算して多数回該当の回数に含めること**となります。

※今までは各市町村ごとで多数回該当としていました。